

(訟ろ－０１)

平成２１年６月２９日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 上 田 正 俊

「音声認識システムの認識結果を利用した録音反訳業務について」の送付について（事務連絡）

この度、音声認識システムの認識結果を利用した録音反訳業務について別添のとおり資料を取りまとめましたので、その内容を当該業務を担当する裁判所書記官等に周知させるようお取り計らいください。

平成21年6月

音声認識システムの
認識結果を利用した
録音反訳業務について

最高裁判所事務総局

総務局第三課

目 次

はじめに	1
第1 法廷立会い前～書記官室で（裁判基本情報の入力）	
1 部名・事件番号・期日の入力	2
2 記録方式の選択	3
3 要通訳事件の設定	4
4 発言者の入力	4
5 単語・人名の入力	6
6 入力した裁判基本情報の保存・登録	6
第2 法廷において（裁判の記録）	
1 書記官室から法廷へ	7
2 法廷到着後	7
3 法廷から書記官室へ	11
第3 法廷立会い終了後～書記官室で（反訳依頼準備）	
1 録音時間の確認	12
2 立会メモの作成	
(1) 書記官室用の音声認識システムを使用する場合	13
(2) 通常の書式を使用する場合	16
3 反訳対象記録媒体の作成	16
第4 録音反訳業者への依頼	
1 反訳対象記録媒体の送付	18
2 納品された反訳書の確認	18
第5 その他	
1 DVD-RW内のデータの消去	20
2 DVD-RWの使用上又は保管上の注意点等について	20

はじめに

本資料は、音声認識システムの認識結果を利用した録音反訳業務（以下「本業務」という。）における職員の作業につき、業務の流れに沿って取りまとめたものです。

本資料のほか、音声認識システム操作マニュアルなども適宜参照し、業務に臨んでください。

第1 法廷立会い前～書記官室で（裁判基本情報の入力）

音声認識システム操作マニュアル該当箇所
・裁判基本情報入力・・・14ページ～

1 部名・事件番号・期日の入力

- (1) 書記官室の音声認識システムを起動し、「メニュー」画面の「新規データ作成」ボタンをクリックして「裁判基本情報」画面を表示する。

※ 既に係属している事件の続行期日などの場合は「続行期日データ作成」ボタンをクリックし、入力済みの部名・事件番号・単語・人名などを流用して入力することもできる。さらに、事件の種類ごとに記録方式などの設定やよく使用される単語などを予め登録の上、保存しておき、「続行期日データ作成」ボタンで呼び出して活用するという方法も考えられる。

(2) 部名の入力

当該事件における部名を入力する。

入力された部名がそのまま、録音反訳業

者に提供する音声・認識結果が一体となったデータのファイル名の一部になることから、「〇〇地方裁判所〔××支部〕刑事第□部（第□刑事部）」と正確に入力する。

裁判見出し	
部名	: 〇〇地方裁判所刑事第×部
事件番号	: 平成xx年（わ）第yyyyy号
期日	: 平成21年05月21日 10時00分

(3) 事件番号を入力

当該事件における事件番号を入力する。

事件番号についても、そのまま録音反訳業者に提供する音声・認識結果が一体となったデータのファイル名の一部になることから、正確に入力する。

裁判見出し	
部名	: 〇〇地方裁判所刑事第×部
事件番号	: 平成xx年（わ）第yyyyy号
期日	: 平成21年05月21日 10時00分

(4) 期日を入力

開廷する期日を入力する。

※ 期日についても、「2009（西暦年）0701（月

日）1000（時刻）」のような形で、録音反訳業者に提供する音声・認識結果が一体

裁判見出し	
部名	: 〇〇地方裁判所刑事第×部
事件番号	: 平成xx年（わ）第yyyyy号
期日	: 平成21年05月21日 10時00分

となったデータのファイル名の一部になる。

2 記録方式の選択

(1) 裁判員裁判の場合

「映像・音声・音声認識結果」を選択する。

記録方式

☒ 映像・音声・音声認識結果

☐ 音声・音声認識結果

☐ 音声のみ

(2) 裁判員裁判以外の刑事事件の場合

「音声・音声認識結果」を選択する（下記（注）参照）。

記録方式

☐ 映像・音声・音声認識結果

☒ 音声・音声認識結果

☐ 音声のみ

※ 音声認識システムが設置された法廷で行

われる裁判員裁判以外の刑事事件でも本業務によることとなるが、裁判員裁判以外の刑事事件では、ビデオリンク方式により証人を尋問する場合（刑訴法157条の4）を除き、法廷において映像を記録する法律上の根拠がないため、「映像・音声・音声認識結果」を選択することのないように注意する。

（注） 当分の間、裁判員裁判以外の刑事事件の場合も、記録方式を「映像・音声・音声認識結果」を選択した上で、法廷のカメラを覆っている木製カバーの窓を映像が映らないように反転させ、証人等の映像が記録されないようにする。

これは、音声認識システムの映像・音声記録装置（DVR）は、記録方式として「映像・音声・音声認識結果」を選択した場合には、バックアップとして映像及び音声記録されることになっているが、「音声・音声認識結果」を記録方式として選択した場合には、DVRには音声データのバックアップがされない仕様となっていることによるものである。現在、このような場合でも音声データのバックアップが可能となるような措置を講じることができないか検討しており、今後音声データのバックアップが可能となった場合には、改めて連絡することを予定している。

3 要通訳事件の設定

当該期日において、通訳人が介在し、審理中に日本語以外の言語が発言されることが予定されている場合には、供述者マイク・通訳人マイクの音声認識について「しない」を選択し、音声認識の対象外となるように設定する。

通訳事件

供述者・通訳人の音声認識

○ する

○ しない

※ 音声認識システムは外国語には対応しておらず、外国語を認識させた場合には、意味不明な文字が表示されるだけでなく、全体の認識速度の低下等、システム全体に支障が生じることが懸念されるため、日本語以外の言語が発言されることが想定される供述者マイク・通訳人マイクから入力される音声については音声認識をしない設定にすることとしている。

なお、複数の証人や被告人が存在する事件においては、供述者ごとに通訳の有無が異なることもあり得るが、そのような場合には、法廷において供述者ごとに設定を切り替えることにより対応する（第2の2の(2)のウ参照）。

4 発言者の入力

[illegible]

発言者タブを選択し、当該期日に発言することが予想される人の情報を入力する。

入力する項目は「裁判官」「裁判員」「検察官」「弁護士」「供述者」の5つ

に分類され、それぞれの役割ごとに表示名を入力するが、「供述者」以外の項目に入力された名前は認識結果にそのまま尋問者として表記されるため、反訳書の表記に合わせた名前を入力する。

(1) 裁判官

合議体の場合、「裁判長」「裁判官（〇〇〔裁判官の姓〕）」「裁判官（□□〔裁判官の姓〕）」と入力する。

※ 姓が重複する場合は名まで入れる方法等により、区別できるようにする（以下、検察官及び弁護人についても同様。）。

(2) 裁判員

「裁判員 1」「裁判員 2」「裁判員 3」「裁判員 4」「裁判員 5」「裁判員 6」と入力する。

裁判員裁判以外の刑事事件の場合は、2行目以下の「裁判員」の表示をすべて削除する。

※ 「裁判員」の表示を全て消してしまうと、裁判基本情報の登録ができなくなるため、1行目だけは残す必要がある。

(3) 検察官

尋問する検察官が2人以上の場合には「検察官（〇〇）」のように、かつこ内に検察官の姓を表記した形で入力する。

また、被害者等が当該事件の手續に参加し、期日での尋問等が予定されている場合（刑訴法316条の33、316条の36、316条の37）には、「被害者参加人」「被害者参加弁護士」と入力する。

※ 「検察官」の項目に登録できる人数は最大3人までなので、検察官、被害者参加人、被害者参加弁護士のいずれかが2人以上いるなど、尋問者が3人を超えてしまう場合には、「検察官」「被害者参加人」「被害者参加弁護士」とそれぞれの資格のみを入力した上で、尋問者の姓については立会メモにおいて指示するなどして対応する。

(4) 弁護人

尋問する弁護人が2人以上の場合には、検察官と同様「弁護人(〇〇)」のように、かっこ内に弁護人の姓を表記した形で入力する。

5 単語・人名の入力

単語・人名タブを選択し、当該事件において発言することが予想される単語や人名を入力する。

発言者 単語・人名

単語				人名			
単語	かな	品詞		姓	名	かな(姓)	かな(名)
宮利法人	えいりほうじん	普通名詞	▼	重田	三郎	しげおか	さぶろう
行政指導	ぎょうせいしどう	普通名詞	▼	黒石	宗太郎	くろいし	そうたろう
公正証書	こうせいしょうしょ	普通名詞	▼	白石	次郎	しろいし	じろう
権権譲渡	さいけんじょうと	普通名詞	▼				
		普通名詞	▼				

削除

入力された単語、人名については音声認識システムから出力される立会メモに反映されるほか、音声認識結果に表示される優先度が高くなるため、漢字の変換などで誤認識しやすい単語や通常は表示されない固有名詞などを入力しておくとの効果的である。

6 入力した裁判基本情報の保存・登録

「裁判基本情報」画面右下の「保存」ボタンをクリックして、裁判基本情報を保存する。

保存 閉じる

※ 誤って、保存前に「閉じる」ボタンをクリックしてしまった場合でも、保存状態確認メッセージが表示されるため、この時点で「いいえ(N)」を選択することにより、それまでに入力してきた裁判基本情報のデータが失われるという事態は防ぐことができる。

音声認識システム

入力された情報は保存されていません。
保存せずに画面を終了してもよろしいですか？(200003)

(はい) (いいえ)

第2 法廷において（裁判の記録）

音声認識システム操作マニュアル該当箇所

- ・書記官室における裁判基本情報のポータブルハードディスクへの出力
・・・36～38ページ
- ・法廷における裁判の記録・・・39ページ～

1 書記官室から法廷へ

第1で入力・保存した裁判基本情報をポータブルハードディスクに出力し、法廷に持参する。

※ 裁判員裁判の場合、評議で利用するため、審理終了後、直ちにポータブルハードディスクを裁判官に渡す可能性も高いことから、録音反訳業者に交付するデータの出力のためのポータブルハードディスクを別途持参することもある。

※ 書記官室において裁判基本情報の入力・保存ができなかった場合でも、法廷のパソコンにインストールされている書記官室用の音声認識システムのソフトを利用して裁判基本情報を入力・保存することもできる。

2 法廷到着後

(1) 開廷までの間に

ア 法廷に設置された機器の電源を入れ、カメラ・マイクなど機器の状態を確認する。

裁判員裁判以外の刑事事件の場合には、カメラを覆っている木製カバーの窓の向きを変え、証言台の映像を記録できないように配慮する。

イ 持参したポータブルハードディスクに記録された裁判基本情報を法廷のパソコンに取り込み、「裁判記録」画面を表示する。

(2) 開廷中

ア 証人尋問や被告人質問の開始に合わせて、「記録開始」ボタンをクリックする。

※ 「記録開始」ボタンをクリックしてから、実際に記録可能な状態になるまでに時間がかかるため、証人尋問や被告人質問が始まる3～4分程度前をメドに「記録開始」ボタンをクリックしておく。

イ 必要に応じて、メモを入力したり、「発言者」ボタンをクリックして発言者を変更したりする。

メモの入力内容としては、証拠の提示 (F2 ボタン) や異議 (F3 ボタン) などが考えられ、入力した内容は立会メモや録音反訳業者に提供するデータに反映される (F1 ボタンをクリックして入力したメモについては立会メモのみに反映され、録音反訳業者に提供するデータには反映されない。))。

ただし、裁判員裁判において、検察官・弁護人に対し、便宜供与として音声と認識結果を提供する場合には、メモに入力した内容もそのままデー

タとして渡るので、メモを入力する際にはその点に充分注意する。

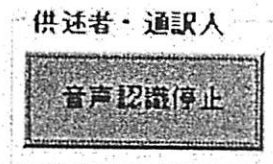
※ これらの作業は閉廷後書記官室においてもできるため、開廷中に必ず行わなければならないわけではない（開廷中は自身の手控え等にメモしておくにとどめておき、閉廷後そのメモに基づいて整理しながら入力するというようなことも考えられる。）。

ウ 供述者マイク・通訳人マイクの音声認識の設定の切替

(7) OFF→ON

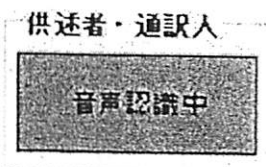
「供述者／通訳人 音声認識」ボタンをクリックして、供述者マイク・通訳人マイクの音声認識を再開する。

↓音声認識OFFの状態



クリック →

↓音声認識がONになる。

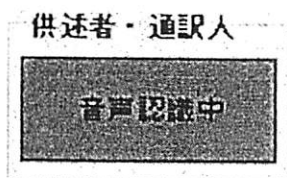


※ 具体的な場合としては、第1の3において、供述者マイク・通訳人マイクについて音声認識の対象外に設定したものの、開廷後に通訳人を介在させる必要がなく、審理中に日本語以外の言語が介入する可能性がなくなった、というような場合が考えられる（このような場合、供述者マイク・通訳人マイクのみ音声認識の対象外としておく必要はなくなる。）。

(イ) ON→OFF

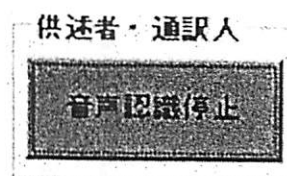
「供述者／通訳人 音声認識」ボタンをクリックして、供述者マイク・通訳人マイクについて音声認識の対象外とする。

↓音声認識ONの状態



クリック →

↓音声認識がOFFになる。



※ 具体的な場合としては、複数の証人の尋問を連続して行い、1人目の証人

については通訳人の介在がなく、2人目の証人については通訳人が介在し、審理中に日本語以外の言語が発言されることになった、というような場合が考えられる（このような場合、2人目の証人の尋問時には、第1の3の場合と同様に、供述者マイク・通訳人マイクについて音声認識の対象外としておく必要がある。）。

エ 証人尋問や被告人質問の終了後、「記録停止」

ボタンをクリックして録画・録音を停止する。



※ 一度録画・録音を停止しても、再度「記録開始」ボタンをクリックすることで、録画・録音を再開することができ、2度目以降の録画・録音は一度目の録画・録音の続きとして記録される。

〈参考〉 映像・音声と認識結果が一体となった状態のデータにおいては、複数回の録画・録音が1つのファイルにまとめられており、連続して再生されるが、音声のみを出力した場合及び録音反訳業者においてスクリーンエディタ用データに変換した場合には、「記録開始」ボタンをクリックしてから「記録停止」ボタンをクリックするまでの間で1つのファイルが生成され、録画・録音の回数分のファイルに分割される。

※ 「記録停止」ボタンをクリックした時点でマイクからの音声入力は停止するが、マイクからの発言がテキスト変換されるまでには多少の時間を要することから、実際に発言内容が裁判記録一覧に表示されるまでにはタイムラグが生じるため、この結果、「記録停止」ボタンをクリックしてから実際に記録が停止するまでの間にも時間がかかる場合がある。

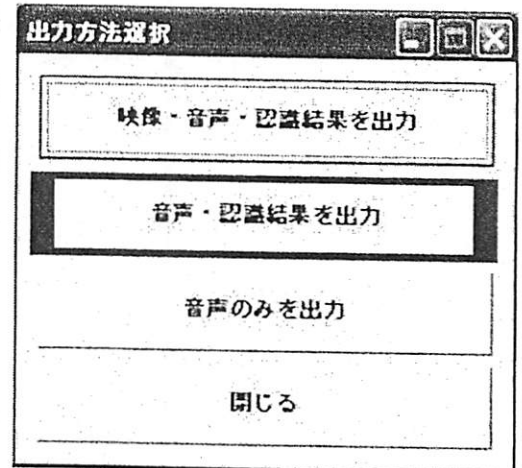
※ ピンマイクの入力等に問題がある（充電不足、不完全接続等）ことにより音声認識システムにおいて発音かノイズかを判断する等の作業に時間がかかり、それが累積したような場合には、いわゆる情報の「滞留」が発生して認識結果を表示するまで時間がかかってしまうことがある。このような場合、10分程度の休廷では、「記録停止」ボタンをクリックした後、システム内での処理が

終了せず、休廷明けに再度「記録開始」ボタンをクリックして録画・録音・音声認識の再開をすることができなくなるおそれがある。したがって、「記録停止」ボタンをクリックする前に、認識状況を確認するようにし、10分以上前の発言についても認識結果を表示していないという状況がある場合については、「滞留」が発生している可能性があるので、休廷等の場合であっても「記録停止」ボタンをクリックしないで、そのまま記録を継続する。

(3) 閉廷後

ア 「閉じる」ボタンをクリックして「裁判記録」画面を終了し、記録した裁判情報をポータブルハードディスクに出力する。

※ 裁判員裁判では、評議室用には「映像・音声・認識結果を出力」ボタンをクリックして出力するが、評議室用と別に録音反訳用としてポータブルハードディスクを用意している場合には、録音反訳業者に映像は交付しないため、「音声・認識結果を出力」ボタンをクリックして出力する。



※ 出力区分の別にかかわらず、初期設定では、ファイルは全て同名で保存されることになっているので、同一のポータブルハードディスクに評議室用データと録音反訳データを保存する場合には、別名で保存しないと上書きされるため、注意する。

イ 法廷の機器の電源を切る。

3 法廷から書記官室へ

記録した裁判情報を出力したポータブルハードディスクを書記官室に持参する。

第3 法廷立会い終了後～書記官室で（反訳依頼準備）

音声認識システム操作マニュアル該当箇所

- ・書記官室における裁判情報の取り込み・・・124～125ページ
- ・立会メモの作成・・・92～94ページ，126ページ以降

1 録音時間の確認

- (1) 書記官室の音声認識システムを起動し，第2の3で法廷から持参したポータブルハードディスクに記録された裁判情報を取り込む。

※ 取り込んだデータは，バックアップ用としてパソコンのハードディスクに保存するものとし，反訳書が納品され，完成通知を行うまでは削除しない。

- (2) 「メニュー」画面の「裁判記録修正」ボタンをクリックして，当該事件の「裁判記録修正」画面を表示する。

裁判記録修正

部名 : ●●地方裁判所刑事第1部 音量 再生速度

事件番号 : 平成21年(わ)第●号 ミュート

期日 : 平成21年05月21日 午前 10時00分

記録方式 : 映像・音声・音声認識結果 00:00:00 繰り返し再生 オートバックスペースの設定

時刻	発言者	内容	メモ
12:18:01	検察官	では，結末です。	
12:18:04	検察官	まず	
12:18:06	検察官	証人は，霞ヶ関警察署の警察官ですね。	
12:18:08	証人	はい。	
12:18:09	検察官	です20年5月17日午後9時55分頃から，本件の被害者である東京都千代田区千代田4丁目2番の横田茂樹さんと実況見分したことがありますか。	
12:18:20	証人	はい，あります。	
12:18:22	検察官	実況見分された際に，被害者宅の玄関ドアの外側のノブ部分に血痕が付着しているのを発見して，それを最初しましたね。	
12:18:30	証人	はい，しました。	
12:18:31	検察官	甲証拠番号24の実況見分調査添付の写真9を表示します。	〈甲〉証拠番号24を表示
12:18:39	検察官	この実況見分調査は，あなたが作成したものです，分かりますね。	
12:18:44	証人	そうですね，見覚えがあります。	
12:18:48	検察官	この写真9の玄関ドアの窓のところに赤く写ってるのは，血痕ですね。	
12:18:53	証人	はい，間違いありません。	
12:18:55	検察官	血痕の色は，どういう色でしたか。	

発言者: 検察官 裁判員 検察官 弁護人 供述者

裁判員: 裁判員1 裁判員4 裁判員2 裁判員5 裁判員3 裁判員6

検察官: 検察官 弁護人 証人 被害者

操作: 検索 置換 保存 反訳書出力 閉じる

ショートカット: F1 メモ F2 証拠 F3 異議 F4 手記命令 F7 行挿入 F8 行削除

- (3) 反訳を依頼する供述の開始時刻と終了時刻を「裁判記録修正」画面の「時刻」部分で確認し（必要に応じて録音内容を再生する。）、正確な尋問時間（休憩時間を除く。秒単位で計算を行い、計算結果につき1分未満の端数は切り捨てる。）をカウントする。

時刻	発言者	内容
12:19:01	検察官	では、始めます。
12:19:04	検察官	ます
12:19:05	検察官	証人は、霞ヶ関警察署
12:19:08	証人	はい。
12:19:09	検察官	です20年5月17日 田区準チョウ4丁目2

※ 「時刻」は、各発言の開始時刻が表示されているため、供述の終了時を確認する時は、反訳対象となる最後の発言の次の発言の時刻を確認するようにする。

2 立会メモの作成

(1) 書記官室用の音声認識システムを使用する場合

ア メモの入力

1の(3)に引き続き、「裁判記録修正」画面において、反訳書の作成に必要なメモを入力する。

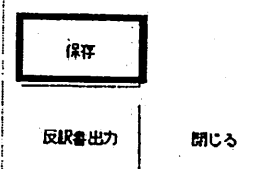
メモの入力内容としては、証拠の提示（F2 ボタン）や異議（F3 ボタン）のほか、発言に動作が伴っていた場合のように実際に立ち会っていないと分からない事項や反訳不要部分の明示などが考えられる。そして、入力した内容は立会メモや録音反訳業者に提供するデータに反映される（F1 ボタンをクリックして入力したメモについては立会メモのみに反映され、録音反訳業者に提供するデータには反映されない。）。

ただし、裁判員裁判において、検察官・弁護人に対し、便宜供与として音声と認識結果を提供する場合には、メモに入力した内容もそのままデータとして渡るので、メモを入力する際にはその点に充分注意する。

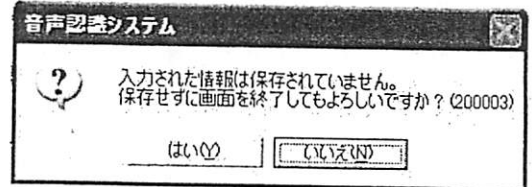
イ 入力したメモの保存

「裁判記録修正」画面右下の「保存」ボタンをクリックして、メモが入力された裁判情報を保存する。

※ 誤って、保存前に「閉じる」ボタンをクリックしてし



まった場合でも、保存状態確認メッセージが表示されるため、この時点で「いいえ(N)」を選択することにより、それまでに入力してきた裁判基本情報のデータが失われるという事態は防ぐことができる。



ウ 立会書記官等の入力

- (7) 「メニュー」画面に戻り、「立会メモ修正」ボタンをクリックして、当該事件の「立会メモ修正」画面を表示する。

立会メモ修正																		
部名	高松地方裁判所刑事第1部																	
事件番号	平成20年わ第1号																	
期日	平成21年03月04日 午前 10時00分																	
記録方式	映像・音声・音声認識結果																	
担当書記官		尋問時間																
<table border="1"> <tr> <td>担当書記官(内線)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>甲野一郎(3257)</td> <td></td> </tr> </table>		担当書記官(内線)		甲野一郎(3257)		<table border="1"> <tr> <th>供述者</th> <th>尋問開始時間</th> <th>尋問終了時間</th> <th>休憩時間</th> <th>尋問時間</th> </tr> <tr> <td>証人重岡宗太郎</td> <td>10:50</td> <td>11:15</td> <td>0分</td> <td>25分</td> </tr> </table>			供述者	尋問開始時間	尋問終了時間	休憩時間	尋問時間	証人重岡宗太郎	10:50	11:15	0分	25分
担当書記官(内線)																		
甲野一郎(3257)																		
供述者	尋問開始時間	尋問終了時間	休憩時間	尋問時間														
証人重岡宗太郎	10:50	11:15	0分	25分														
		上へ移動 下へ移動 行削除																
		保存 閉じる																

- (1) 「担当書記官」欄に書記官名と内線番号を入力し、「尋問時間」欄に供述者、尋問開始時刻、尋問終了時刻及び休憩時間を入力する。

※ ここで入力した内容はいずれも立会メモに反映され、供述者については「供述者氏名」という形で表示されるため、「供述者」欄には「証人〇〇」というような形で供述者の肩書きと氏名を入力する。

※ 尋問開始時刻、尋問終了時刻は「分」までしか入力できず、尋問時間は自動的に計算されるため(休憩時間を入力するとその分が引かれる。), 1で確

認した尋問時間と1～2分の齟齬が生じることがあり得るが、その場合は1
で確認した正確な尋問時間を優先して調整を行う。

- (ウ) 「立会メモ修正」画面右下の「保存」ボタンをクリックして、入力した内容を保存する。

※ 誤って、保存前に「閉じる」ボタンをクリックしてしまった場合でも、保存状態確認メッセージが表示されるため、この時点で「いいえ(N)」を選択することにより、それまでに入力した内容が失われるという事態は防ぐことができる。

エ 立会メモの出力・修正

- (7) 「メニュー」画面に戻り、「立会メモ出力」ボタンをクリックして、当該事件の立会メモのデータをデスクトップ等に保存する。

※ データはテキストファイルの形式で保存される。

下の画像は出力した立会メモのイメージである。

```
-----
担当部      : ○×地方裁判所刑事部
担当書記官 :
事件番号    : 平成20年(行)第99999号
期日        : 平成20年03月08日 午前 10時00分
被告人      : (裁判長) 裁判員A 裁判員B
              : (裁判員) 裁判員A 裁判員B 裁判員C 裁判員D 裁判員E 裁判員F
              : (検察官) 検察官A 検察官B
              : (弁護人) 弁護人A 弁護人B
供述者氏名  : 時 某 - 時 某 (うち休庭 分) 尋問時間 分
-----
【第 15】 昭赤色流転血症(あんせきしゅうけつしやう) 風長(おおとりぢやう) 風通病室(きどうへいそく) 風通病室(きどうへいそく) 風通病室(きどうへいそく) 風通病室(きどうへいそく) 風通病室(きどうへいそく) 風通病室(きどうへいそく)
【人名等】 桜小路龍太郎(さくらみちりゅうたろう) 小山美(こやまのりこ) 南沢子(みなみさきこ)
-----
12時11分00秒:19:
13:29:39:検察官:甲第3号証を提示します;
証拠:50枚検察官立会報告
12時11分00秒:25:
13:29:46:検察官:これは鑑定人Aと山下鑑定人Aがこれに違いますが;
証拠を提示した時から尋問時間までに検察官が提示した証拠は証拠として提出している部分は証拠不審
12時11分00秒:26:
13:29:49:裁判員:おたががそのように判断した理由は甲第3号証が証拠にある証拠のうちどれであったかを判明していただく;
手記命令
```

- (イ) 出力した立会メモのデータを開き、尋問の順序、反訳不要部分等、これまでのメモの入力等で反映されていない内容を直接入力するほか、尋

問時間については正確な時間になるように、適宜修正をする。

また、特急・超特急の要否や初稿必要日なども入力する。

※ 契約上、超特急を利用する場合には、発注の7日以上前に、発注予定日、予定時間、提出期限を録音反訳業者に通知しておく必要があるので、注意する。

(2) 通常の書式を使用する場合

一般の録音反訳と同様、適宜ひな形（資料1参照）を利用して作成する。

3 反訳対象記録媒体の作成

(1) 使用する記録媒体

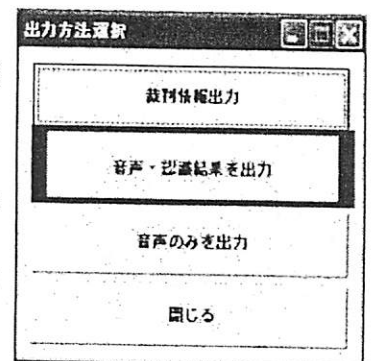
本業務においては、録音反訳業者との間で記録媒体を頻繁に授受すること及び録音反訳業者に提供する音声・認識結果が一体となったデータの容量が大きいことから、データを消去して再利用でき、かつ記録容量の大きいDVD-RWを使用する。

(2) 記録媒体への書き込み

記録媒体への書き込みは外付けDVDドライブを使用して行うことになるが、以下のイ～キの作業は書き込みソフトがインストールされたパソコンにおいて行う。

ア 1の(1)で取り込んだ裁判情報を、録音反訳業者向けに出力する。

録音反訳業者には映像を提供しないため、「音声・認識結果を出力」ボタンをクリックして出力する。



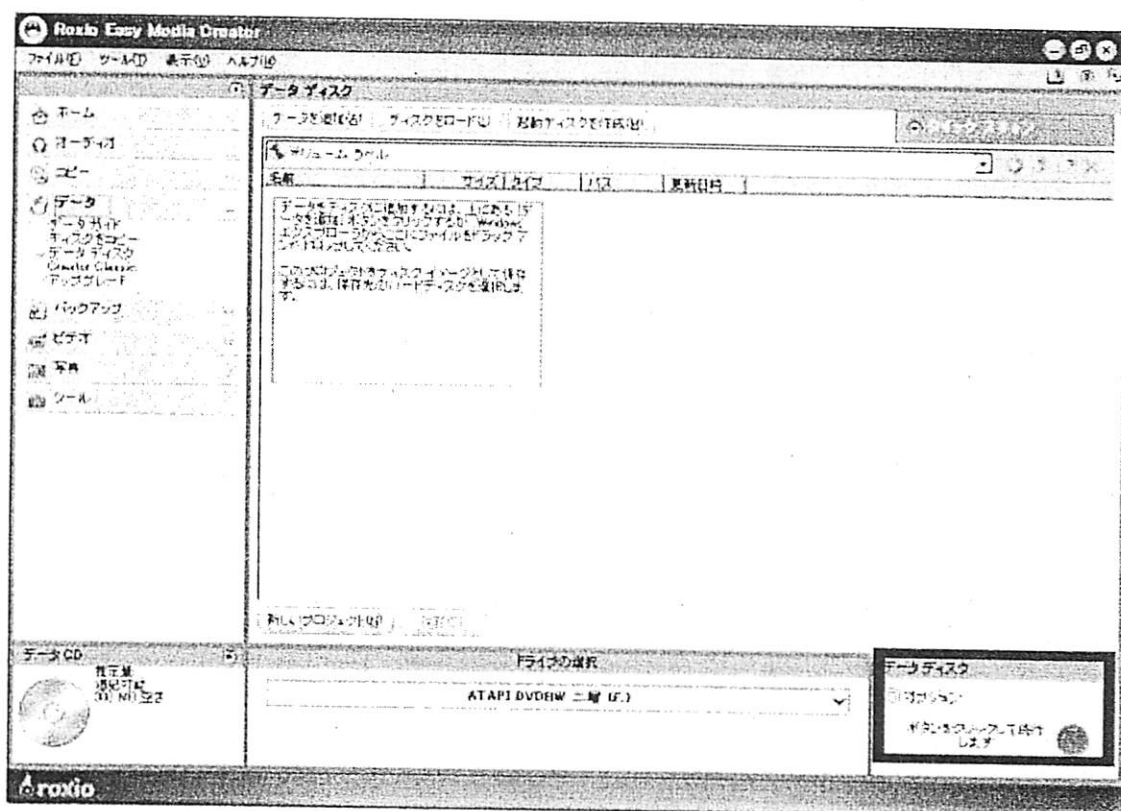
イ 外付けDVDドライブをパソコンに接続し、DVD-RWを挿入する。

ウ デスクトップ上にある右のアイコンをダブルクリックする。

エ 「Roxio Easy Media Creator」の画面が表示されたら、[データ] - [データディスク] をクリックする。



→「データディスク」画面が表示される。



オ 中央下の「ドライブの選択」画面において、外付けDVDドライブ（「ATAPI DVDRW」と表示される。）を選択する。

カ アで出力したデータを「データディスク」画面内にドラッグアンドドロップする。

キ 右下赤枠内の赤いボタンをクリックして、書き込みを開始する。

書き込みが完了すると、DVD-RWは自動的に外付けDVDドライブから出てくる。

ク DVD-RWにデータが書き込まれているかを確認する。

第4 録音反訳業者への依頼

音声認識システム操作マニュアル該当箇所

・書記官室における音声の再生・・・132ページ以降

1 反訳対象記録媒体の送付

(1) 送付するDVD-RWの特定

事件番号等を記載したメモ（記載例については資料2のとおり）を作成し、DVD-RWのケースに入れるなどして特定する。

(2) 送付方法

音声・認識結果が一体となったデジタルデータの記録されたDVD-RWについては、従前のカセットテープや一般の録音反訳におけるCD-RW等と同様に、鍵付きのバッグや書留郵便など、厳格に授受できる方法により、録音反訳業者へ送付する。

（注）デジタルデータは「非公表情報」に該当するため、録音反訳業務において、録音反訳業者にデジタルデータを交付する場合には、情報セキュリティ責任者（又は情報セキュリティ責任者から許可に関する委任を受けた管理職員。以下同じ。）から非公表情報を提供することの許可を得る必要がある。しかし、録音反訳業者にデジタルデータを交付するための決裁（検査職員等の指定手続等。）の過程において、情報セキュリティ責任者が介在していれば、同決裁において、デジタルデータを提供することを可としたと解釈できることから、別途許可の手続をすることなく、非公表情報の提供の許可がされたものと取り扱って差し支えない。

2 納品された反訳書の確認

(1) 書記官室の音声認識システムを起動し、第3の1の(1)で取り込んだ裁判情報を利用して、当該事件の「裁判記録修正」画面を表示する。

(2) 「再生」ボタンをクリックするなどして、



音声の確認が必要な部分を適宜再生しながら，録音反訳業者から提出された反訳書を確認する。

第5 その他

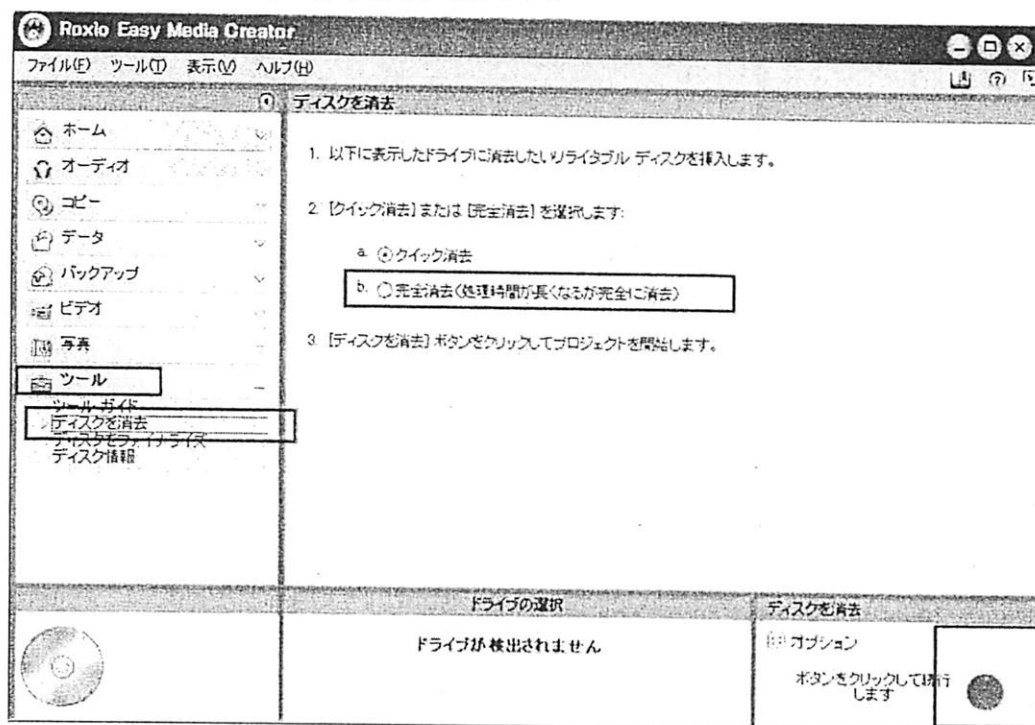
1 DVD-RW内のデータの消去

反訳書の内容を確認し、調書が完成した後に、DVD-RW内のデータを消去する。

- (1) 外付けDVDドライブをパソコンに接続し、DVD-RWを挿入する。
- (2) デスクトップ上にある右のアイコンをダブルクリックする。
- (3) 「Roxio Easy Media Creator」の画面が現れたら、[ツール] - [ディスクを消去] をクリック。



→「ディスクを消去」画面が現れる。



- (4) 完全消去を選択する。

※ クイック消去では、データ自体がディスク上に残ることとなり、ディスクを再利用する際などにデータ流出の危険があることから、必ず「完全消去」とする。

※ 完全消去には約15分かかる。

2 DVD-RWの使用上又は保管上の注意点等について

- (1) 使用上の注意点等について

ア DVD-RWの記録面にホコリや指紋等が付着しないように扱う。

イ ラベル面にボールペンや鉛筆等先がとがったものでメモを記入しない
(メモを記入する場合には、先の柔らかいフェルトペン等を使用する。)

ウ ラベル面にシールを貼らない。

(2) 保管上の注意点等について

ア 直射日光を避ける。

イ 湿度の高いところを避ける。

資料1 立会メモひな形

立 会 メ モ									
地方裁判所			刑事 部		担当書記官			内線	
事 件 番 号			平成 年 () 第 号						
発 言 者	☐	裁 判 官	☐ 裁判長		☐ 裁判官		☐ 裁判官		
	☐	裁 判 員	☐ 1	☐ 2	☐ 3	☐ 4	☐ 5	☐ 6	
	☐	検 察 官							
	☐	弁 護 人							
	☐	被 告 人							
	☐	被害者参加人							
	☐	被害者参加弁護士							
期 日			平成 年 月 日 午前・後 時 分						
被尋問者氏名									
尋 問 時 間			計 分 (時 分 ~ 時 分 (うち休憩 分))						
特急 ・ 超特急	要 (特急・超特急) ・ 否		反訳対象記録媒体 枚						
	(初稿必要日)		月	日	(修正稿必要日)		月	日	

注 発言者欄には、発言があった者の□を■にした上、氏名を記載する。

(資料 2)

録音反訳用 記録媒体

〇〇地裁刑事第△部

事件番号 平成 年 () 第 号

期 日 平成 年 月 日

供 述 者